

落札者決定基準に係る意見照会（報告）

区分	各委員の意見等	意見等に対する考え方及び対応等
<p>1. 全般に係ること 落札者決定基準</p>	<p>・前回の委員会のときに、業者ごとに得意、不得意な項目があり、入札のときには得意な項目で得点を稼ぐ傾向があるというお話がありました。このことを踏まえ、審査項目（中項目あたり？）ごとに最低の基準を設けて、それを超えなければ失格とするのがよいようにあらためて思いました。業者には落札者決定基準（資料4）を公表するようですので、あえて上述の最低基準を設けて公表することにより、業者に不得意な項目も努力してもらえそうな仕組みにするとよいように思いました。失格にするのが目的ではなく、業者に総合的にバランスのとれたよい提案を出してもらいたいという趣旨です。</p>	<p>入札公告に際しましては、入札説明書及び要求水準書等を提示し、この中で、施設整備等に係る最低限の要求事項が記載されております。</p> <p>また、これを満たしているかについては、事務局による書面審査の段階で確認するため（落札者決定基準の4頁の第3章の1：提案書の基礎審査にて記載あり）、この確認作業をもって、最低基準をクリアしたかどうかの審査機能を担保しています。</p> <p>各委員には最低基準にとらわれず、各専門的知見からの忌憚のない評価をお願いして参りたいと考えております。</p> <p>なお、ご指摘の趣旨を踏まえ、組合が最低基準として示す要求水準達成をより強調するため、落札者決定基準の4頁の第3章の1の（2）のAについて、次のとおり修正することを提案いたします。</p> <p>（旧）～要求水準を [] 満たして （新）～要求水準を [] すべて満たして</p>
<p>2. 配点に係ること 特に審査項目や</p>	<p>・NO1の「環境保全」かNO9、10の「施設の安全性」にあたると思いますが、「作業環境測定」の項目も追加しては？</p> <p>・NO13の「トラブルの未然防止及び事後対策」に係ることで、施設建設時に施設前の一般道を利用すると思われませんが、この一般道の道路整備は施設建設と同時期に行う予定になっていますので一般道の混雑が予測される事から、工事関係車両の専用道路や専用出入口などを表記もしくは検討してはどうか？</p>	<p>作業環境測定の実施に関しましては、関係法令に規定されており、事業者の基本的な遵守事項であります。法令に基づくモニタリングにより十分配慮していきます。</p> <p>施工時における地域住民への配慮面から重要な事項と認識しています。</p> <p>周辺道路整備とあわせた適切な施工監理につきましては、選定事業者との実施設計の協議期間が約1年程度見込んでおりますので、この中で充分協議検討していきます。</p>

<p>3. その他落札者決定基準やこれに関連すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新処理施設事業者選定委員会の人数を6名としているが、妥当の人数であるのか？ ・選定委員会の選出方法と選出理由を明確にした上で、委員を選出した方が良いのでは？例えば、工程の整合性を判断できる資格保有者など。 	<p>選定委員会の設置につきましては、当組合の組合議会において委員会条例を提案の上ご審議いただく予定（H29.2月頃）であります。</p> <p>なお、この提案にあたりましては、法令の趣旨等を踏まえ、当組合の状況や先進地の経過等も考慮して参ります。</p> <p>※本件に関しましては、関連ではございますが、委員会の所掌範囲ではございませんので、参考意見として、ありがとうございますと頂戴させていただきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・審査員の個人的な主観で評価は大きく変わってくると思われるので、各個人差のズレを修正する為に、最低でも2回の目合わせの機会を設けた方が良いのでは？ <p>1回目ヒアリング：各審査員の意見交換</p> <p>2回目ヒアリング：審査員の評価</p> <p>※技術提案の検討に当たり、その設計費用は受注者負担となる為、十分な検討時間が必要だと思ふ。</p>	<p>事業者選定時のプロセスに関しましては、当該委員会の設置後において、委員会にお諮りをし、法令の趣旨等を踏まえ、当組合の状況や先進地の経過等も考慮しながら、決定いただく予定としております。</p> <p>※本件に関しましては、関連ではございますが、委員会の所掌範囲ではございませんので、参考意見として、ありがとうございますと頂戴させていただきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書の基礎審査で一定の水準以下は失格としているが、仮にすべての提案書が水準以下と判断された場合はどうなるのか？ 	<p>ご案内のとおり、先般の公募による見積等調査の段階におきましても、メーカーのこれまでの実績と参画要件拡大の観点から、これらのバランスを考慮しております。</p> <p>委員ご指摘の状況が発生した場合におきましても、法令及び法令に基づき当組合が規定した事項等により適正に対処していきたいと考えております。</p>